

大阪・光の饗宴 2017 公式ガイドブック制作等業務委託 募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

大阪・光の饗宴 2017 公式ガイドブック制作等業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 業務内容

- ・大阪・光の饗宴 2017 公式ガイドブック制作及び印刷・配送業務
- ・案内マップ制作及び印刷・配送業務
- ・ポスター印刷・配送業務
- ・その他企画提案に基づき実施する効果的な情報発信やプロモーション、来街者の利便性や回遊性向上等に向けた業務

具体的内容については、【別紙 1】「大阪・光の饗宴 2017 公式ガイドブック制作等業務委託仕様書」を参照すること。

納品場所は【別紙 2】「配送先一覧」を参考とする。ただし、昨年度実績等をもとにした予定であるため、変更される場合がある。

(2) 契約上限額

金 15,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

(3) 契約期間

契約締結日から平成 30 年 2 月 28 日（水曜日）まで

(4) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は、契約金額以外の費用を負担しない。

(5) 発注者側から提供する資料等

- ・素材となる画像データ、ロゴデータ等
- ・ポスターについては、版下データ（Adobe Illustrator CS4 以下）を提供する。
データについては、発注者が別途契約するデザイン制作事業者等との受け渡しを指示する場合がある。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

契約内容は発注者と受注候補者が十分な協議を行い、仕様書及び企画提案書等に基づき決定し、委託契約を締結する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがあ

る。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

【別紙3】「大阪・光の饗宴 2017 公式ガイドブック制作等業務委託契約書」参照

(4) 契約保証金

契約保証金	免除
保証人	不要

(5) 再委託について

ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

エ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して情報の守秘、適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 参加資格等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

イ 直近1カ年において、本店所在地の市町村税（東京都の場合は特別区税・都税）、消費税及び地方消費税を完納していること。

ウ 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと

オ 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。

カ 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。

キ 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請をすることができる。その場合は、構成

する全事業者（以下「構成員」という）が上記ア～カの条件を満たし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。

- (ア) 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること
- (イ) 参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない
- (ウ) 代表者とならない構成員にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること
- (エ) 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること
- (オ) 単独で応募した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない
- (カ) 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない

5 スケジュール

・ 公募開始	平成 29 年 4 月 21 日（金曜日）
・ 説明会参加申込締切	平成 29 年 5 月 9 日（火曜日）
・ 説明会の開催	平成 29 年 5 月 10 日（水曜日）
・ 質問受付開始	平成 29 年 5 月 10 日（水曜日）
・ 質問受付締切	平成 29 年 5 月 22 日（月曜日）
・ 質問に対する回答	平成 29 年 5 月 24 日（水曜日）（予定）
・ 参加申請関係書類の提出期限	平成 29 年 5 月 26 日（金曜日）
・ 参加資格審査結果通知	平成 29 年 5 月 30 日（火曜日）
・ 企画提案書の提出期限	平成 29 年 6 月 5 日（月曜日）
・ プレゼンテーション審査	平成 29 年 6 月 9 日（金曜日）
・ 選定結果通知	平成 29 年 6 月中旬
・ 契約締結・事業開始	平成 29 年 6 月下旬
・ 事業完了	平成 30 年 2 月 28 日（水曜日）

6 応募手続き等に関する事項

(1) 説明会の開催

本件、企画提案の募集にかかる説明会を下記のとおり開催するので応募者は必ず出席すること。説明会に出席しない場合、本件、企画提案に参加することができない。ただし、共同事業体を結成して申請をする場合においては、代表者以外は説明会に出席しなくても本件、企画提案に参加することができる。

なお、説明会参加希望者は、説明会参加申込書（様式 1）に必要事項を記入し、5 月 9 日（火曜日）12 時 00 分までに FAX、E メールにて 10 に示す担当事務局まで送信すること。送信後は着信の確認を電話にて担当事務局へ行うこと。

E メールによる申し込みの場合は、「件名」に【説明会参加申込書：大阪・光の饗宴公式ガイドブック制作等業務委託】と明記すること。

開催日時 平成 29 年 5 月 10 日（水曜日）15 時 30 分～

開催場所 大阪市中央区役所 7 階 703・704 会議室

その他 当日は募集要項等をダウンロードのうえ、持参すること。会場の都合により、出席される方は 1 社につき 2 名（共同事業体の場合は最大 4 名まで）までとする。

(2) 質問の受付・回答

- ア 受付開始 平成 29 年 5 月 10 日(水曜日) 説明会終了後から受け付け開始
- イ 受付期限 平成 29 年 5 月 22 日(月曜日) 17 時 30 分まで(必着)
- ウ 提出方法 様式 7「質問書」に記載し、10 の提出先まで提出すること。持参のほか、郵送、FAX、Eメールでの提出を可とするが、送付後は提出先へ電話確認を行うこと。
Eメールによる申し込みの場合は、「件名」に「【質問書：大阪・光の饗宴公式ガイドブック制作等業務委託】」と明記すること。
電話や口頭での質問は受け付けない。
- エ 回答 受け付けた質問事項に対する回答は、平成 29 年 5 月 24 日(水曜日) (予定) に大阪府、大阪市及び大阪・光の饗宴の各ホームページにて行う。ただし、説明会参加申込者がいない場合および質問がない場合は掲載しない。

(3) 参加申請手続き及び参加資格審査結果通知

ア 提出書類

【単独法人等】

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書(様式 2 - 1)
- (イ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式 4)
- (ウ) 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料(様式は任意)
- (エ) 使用印鑑届(様式 5)
- (オ) 印鑑証明書【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：原本】
- (カ) 事業概要(パンフレット等事業者の業務内容が分かるもの)
- (キ) 登記簿謄本又は登記事項全部証明書(その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約)【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：写し可】
- (ク) 直近 1 ヶ年分の本店所在地の市町村民税並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：写し可】
ただし、会社設立 1 年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書(様式自由)
- (ケ) 消費税及び地方消費税の納税証明書(納税証明書その 3(その 3 の 2、その 3 の 3 でも可))【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：写し可】
- (コ) 直近 1 ヶ年の貸借対照表及び損益計算書(写し)
(ク)及び(ケ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。
(エ)～(コ)は、平成 29・30 年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする(様式 2 - 1 に承認番号を記載すること)。

【共同事業体】

- (ア) 公募型プロポーザル参加申請書(様式 2 - 2)
- (イ) 共同事業体届出書兼委任状(様式 3)
- (ウ) 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書(様式 4)
- (エ) 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料(様式は任意)
- (オ) 使用印鑑届(様式 5) 代表構成員のみ
- (カ) 印鑑証明書【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：原本】 代表構成員のみ
- (キ) 事業概要(パンフレット等事業者の業務内容が分かるもの)
- (ク) 登記簿謄本又は登記事項全部証明書(その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約)【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：写し可】

(ケ) 直近 1 ヶ年分の本店所在地の市町村民税並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から3ヵ月以内のもの：写し可】

ただし、会社設立 1 年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）

(コ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その 3（その 3 の 2、その 3 の 3 でも可））

【申請時点で発行から 3 ヶ月以内のもの：写し可】

(カ) 直近 1 ヶ年の財務状況のわかる書類（貸借対照表、損益計算書など）（写し）

(シ) 共同事業体協定書（写し）

(ウ)及び(キ)～(サ)は、構成員となるすべての事業者について提出すること。

(ケ)及び(コ)は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。

(オ)～(サ)は、平成 29・30 年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式 3 に承認番号を記載すること。）。

イ 提出部数

1 部（コピー不可）

ウ 提出期限

平成 29 年 5 月 26 日（金曜日）17 時 30 分まで（必着）

エ 提出方法

提出期限までに 10 の提出先まで提出すること。持参のほか、郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

オ 参加資格審査結果通知

すべての参加申請者に対し、様式 2 - 1 又は様式 2 - 2 に記載の担当者メールアドレスあてに平成 29 年 5 月 30 日（火曜日）（予定）に通知する。

（４）企画提案について

ア 企画提案について

「大阪・光の饗宴 2017」の趣旨や各プログラム内容を分かりやすく紹介し、大阪全体や各エリアの魅力発信、ブランドの向上に資する情報等を一元的に紹介する公式ガイドブックに関する企画提案を求める。なお、公式ガイドブックは着地型プロモーションツールの機能を有するため、来場者の利便性や回遊性の向上、大阪・光の饗宴の楽しみ方や満足感を提供できるような提案が望ましい。

イ 企画提案書作成の留意点

大阪の都市ブランドの向上、地域の活性化をめざすという事業趣旨を十分に踏まえた内容とすること。また、公式ガイドブックに関して、大阪府域全体に広がる光の祭典としての魅力を国内外に発信することを意識した企画内容とすること。

公式ガイドブックサンプル案（デザインカンプ）等、企画提案内容を補足する資料を添付するなど、イメージやアピールポイント、編集内容や文字の大きさ・フォント、配色、写真配置等を分かりやすく説明すること。

実現性を十分に精査した業務計画書、詳細なスケジュールや推進体制を明記すること。スケジュールについては、企画制作から色校正、印刷及び配送までの詳細計画及び公共交通機関への配架を十分に配慮するとともに、進行のチェック機能の考え方を明記すること。また推進体制として、公式ガイドブック編集長となる統括者をおくとともに、制作、デザイン、編集、印刷、配架等、詳細な役割を明記すること。

提案内容にはタレントやキャラクターは使用しないこと。

ウ 提案を求める書類

企画提案書（A4）

企画提案書作成にあたっては、前述ア【企画提案について】、イ【企画提案書作成の留意点】、【別紙1】「大阪・光の饗宴2017公式ガイドブック制作等業務委託仕様書」、及び【別紙4】「選定基準」の内容を十分に踏まえること。

提案にあたり、実行委員会が保有するロゴデータや画像データ等の使用を希望する場合は、大阪・光の饗宴実行委員会事務局（一般社団法人大阪・光の饗宴）へ問い合わせること。【電話：06-6910-1156 E-mail：info@hikari-kyoen.com】

同種・同類業務の実績書（様式6）

見積書（様式自由）

見積書には内訳の詳細を記載すること（「企画・編集・デザイン等」、「印刷（公式ガイドブック、ポスター等各サイズ、案内マップ）」、「配送」は必須項目とする）。

エ 提出部数

上記～の書類について、それぞれの正本1部、副本10部

副本には記名・押印せず、事業者名や事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者氏名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。

オ 提出期間

上記(3)オの参加資格審査結果通知（合格）を受け取った日から、平成29年6月5日（月曜日）午後5時30分まで（必着）

カ 提出方法

提出期限までに10の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、【別紙4】「選定基準」の観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

(2) 選定方法

上記(1)の選定基準について有識者会議の意見を聴取のうえ、発注者が受注候補者を決定する。

ア 有識者会議

(ア) 有識者会議は、選定基準に沿って企画提案書等の評価を行う。

(イ) 有識者会議は非公開とし、評価内容についての質問や異議は一切受け付けない。

(ウ) 有識者会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験を有する外部の者で構成する。

(I) プレゼンテーション審査

A 実施日・場所（予定）

平成29年6月9日（金）

大阪市中央卸売市場本場 業務管理棟15階会議室

詳細は、6(3)オの参加資格審査結果通知(合格)に記載する。

B 内容・方法等

(A) 6(4)エで提出した企画提案書等をもとに、業務の実施方針等について口頭にて説明(プレゼンテーション)を行うこと。

プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できない。

先に提出した企画提案書等のみ使用できる。それ以外の配布物は認めない。

(B) 1者あたり30分程度(説明20分程度、質疑応答10分程度)

説明時間等については、変更する場合がある。

C 出席者

1者あたり4名以内とし、必ず統括者に想定している者を主たる説明者にする。

なお、共同事業体の場合も同様とする。

イ 評価について

(ア) 評価点が最も高い者を受注候補者とする。

(イ) 評価点が最も高い提案者が複数いる場合

最高得点の提案者が2者以上の場合は、受託金額が最も低額の者を受注候補者とする。

(ウ) 評価点が最も高い提案者の評価において、評価点が6割を下回った場合若しくは、1項目でも0点がある場合は、受注候補者を選定しないことがある。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと。

イ 同一参加者が複数の提案を行うこと。

ウ 有識者会議委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

エ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

オ 選定結果が通知されるまでの間に他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

カ 企画提案書等に虚偽の記載を行うこと。

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

ク 提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合

(ア) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

(イ) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。

(ウ) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

ケ プレゼンテーション審査を欠席すること。

コ 見積書に記載の額が2(2)の契約上限額を超えているもの。

サ 実行委員会に対して不当な圧力や妨害行為があった場合。

(4) 選定結果の通知及び公表

すべての参加者に対し、平成29年6月中旬に通知するとともに、大阪府、大阪市及び大阪・光の饗宴の各ホームページに掲載する。

8 応募者がいない場合の取扱い

応募者が1者の場合であっても審査を実施する。ただし、応募者がいない場合は、本件の公募を中止する。

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成にかかる費用は、参加者の負担とする。
- (2) 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (3) 採用された場合でも、提案内容すべての実施を約束するものではない。関係機関等との調整により、実施不可能になる可能性がある。
- (4) 提出された全ての書類及びデータ等は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は、審査・受注候補者選定の用以外に参加者に無断で使用しない。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）
- (6) 期限後の書類の提出、差替え等は認めない。
- (7) 本プロポーザルは受注候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務については、発注者と協議を行い策定した仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- (8) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の本プロポーザル参加は無効とする。
- (9) 受注候補者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、プレゼンテーション審査において次順位以下となった参加者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、評価の合計点が6割を下回っている者を除く。

10 提出先、問合せ先

担当：大阪市経済戦略局観光部観光課（まち魅力担当）

住所：〒553-0005

大阪市福島区野田1丁目1番86号 大阪市中央卸売市場本場 業務管理棟12階

電話：06-6469-5166 FAX：06-6469-3896

E-mail：ga0021@city.osaka.lg.jp

受付については、9時～17時30分とし、土曜日・日曜日・祝日及び月曜日から金曜日の12時15分～13時を除く。

11 関係資料等

- 【別紙1】大阪・光の饗宴2017公式ガイドブック制作等業務委託仕様書
- 【別紙2】配送先一覧
- 【別紙3】大阪・光の饗宴2017公式ガイドブック制作等業務委託契約書
- 【別紙4】選定基準
- 【別紙5】2016年度制作スケジュール

【参考】 大阪・光の饗宴事業概要

事業コンセプト：大阪発・光が文化になる季節

事業テーマ：大阪の夜を彩る“光のミュージアム”

大阪・光の饗宴は2013年に発足。2003年に水都大阪のシンボル中之島で始まったOSAKA光のルネサンスと2009年に始まった御堂筋イルミネーションを「コアプログラム」とし、大阪府内の地域の活性化に取り組む団体等が各エリアで展開する光のプログラムを「エリアプログラム」として、大阪府、大阪市、経済界等による実行委員会により、大阪の魅力を光で際立たせ発信し、観光振興や経済活性化に取り組む事業として5年目を迎える。

また世界に誇る「大阪・光の饗宴」をめざし、世界的な光の祭典であるフランス・リヨン市の「リュミエール祭」を参考に、大阪の魅力を活かした「水と光の首都・大阪」を象徴する事業へとさらに発展させ、官民の連携・協働により、国内外からの観光誘客やビジネスの活性化、大阪の活力向上をめざす。

【大阪・光の饗宴 2017 開催期間】

開催期間調整中

参考：大阪・光の饗宴 2016 開催期間

平成 28 年 11 月 20 日（日曜日）～平成 29 年 1 月 9 日（月曜日・祝日） 51 日間

【御堂筋イルミネーション 2017】

開催期間調整中

参考：大阪・光の饗宴 2016 開催期間

平成 28 年 11 月 20 日（日曜日）～平成 29 年 1 月 9 日（月曜日・祝日） 51 日間

点灯時間：17 時頃～23 時

開催場所：御堂筋（阪神前交差点～難波西口交差点）

【OSAKA 光のルネサンス 2017】

開催日程：平成 29 年 12 月 14 日（木曜日）～12 月 25 日（月曜日） 12 日間

開催時間：17 時～22 時

開催場所：大阪市役所周辺～中之島公園

（ 開催前にプレビュー点灯（一部コンテンツのみ）を実施予定
大阪・光の饗宴 2017 開催日に準ずる～12 月 13 日（水曜日）17 時～23 時 ）